

玉城町告示102号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成30年11月16日

玉城町長 辻村修一

記

- 1 協議の場を設けた区域の範囲
中角
- 2 協議の結果を取りまとめた年月日
平成30年11月14日
- 3 当該区域における今後の地域の中心となる経営体(担い手)の状況
経営体数
法人 1 経営体
個人 7 経営体
集落営農（任意組織） 0 組織
- 4 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか
担い手は十分確保されている
- 5 農地中間管理機構の活用方針
・原則、地権者と耕作者の話し合いにより検討していく。
- 6 地域農業の将来のあり方
・現在中角区の農業は、稲作、しめ縄、サツマイモ、キャベツ、花、などを主に、それぞれの農家が個別に作物を作っている。今後は受け手になる8農家に集約していく過程で、品目や土地の集約が行われていくが、基本的には8農家それぞれが自由に農業活動を行っていく。